**学校感染症に伴う出席停止について**

大阪府立枚方支援学校

　下表の学校感染症に罹患しますと、出席停止になります。出席停止後登校する際には、下欄「登校許可報告書」が必要となりますので、必要時に記入･押印のうえ担任までご提出ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 疾病名 | 出席停止期間 |
| 第１種 | 学校保健安全法施行規則  第１８条第１種に記載されているもの | 治癒するまで |
| 第２種 | インフルエンザ  （鳥インフルエンザＨ５Ｎ１を除く） | 発症した後５日を経過し、  かつ解熱した後２日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス | 発症した後５日を経過し、  かつ症状が軽快した後１日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な  抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後  ５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風疹（ふうしん） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | 全ての発疹が痂皮化（かさぶた化）するまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後２日を経過するまで |
| 結核 | 病状により学校医その他の医師において、  感染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第３種 | コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス  流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎など |
| その他の感染症＊ |

＊第３種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第３種の感染症としての措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上判断します。

ｷ ﾘ ﾄ ﾘ

**登校許可報告書**

令和　　年　　月　　日（　　）から　　月　　日（　　）まで

（病　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）にて欠席しました。

（病院名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）病院の

（医師名：　　　　　　　　　　　　）医師により登校の許可がでましたので報告します。

令和　　年　　月　　日

部　　年　　組　　児童生徒名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者名　　　　　　　　　　　　　㊞